

青森市高齢者福祉サービス一覧（令和6年9月1日現在）



◆高齢者や介護者のみなさまを支援する高齢者福祉サービスです。

《青森・浪岡地区共通》

サービス名	サービスの概要	対象要件		回数・料金等	申請者	問合せ・申込先
		年齢・家族構成等	課税状況			
高齢者福祉乗車証 (いき・粋乗車証)の交付	市営バス（市バス含む）を低料金で利用できる乗車証を交付します。	・70歳以上のかた 【手続きに必要なもの】 ・本人確認書類（健康保険証等） ・顔写真 1枚 （タテ3.0cm×ヨコ2.4cm 無帽 背景無し 6ヶ月以内の写真）		【福祉乗車証交付手数料】 1,000円 （介護保険料の段階1～3のかたは無料） 【乗車料金】 1回：100円 ※ご利用の際は乗車証をご提示の上、 料金をお支払いください。 【フリーパス券料金】 1か月あたり：1,100円 ※購入したフリーパス券の有効期間内に何度でも 乗車できます。	本人のみ ※満70歳の 誕生日の 前日から 申請可	高齢者支援課（駅前庁舎） Tel 017-734-5326 健康福祉課（浪岡庁舎） Tel 0172-62-1134
配食サービス	栄養バランスのとれた給食を定期的に配達し、食生活の改善と安否の確認を行います。	病気や障がい等の理由で食事の準備が困難な ・65歳以上のひとり暮らしのかた ・65歳以上のかたのみの世帯のかた ・65歳以上のかたと障がい者のみの世帯のかた	前年度市民税非課税世帯	【回数】 週2回まで（夕食のみ） 【料金】 350円/回	担当の 地域包括支 援センター または ケアマネ ジャー	
緊急通報装置の設置	急病やけがをした際に、ボタンひとつで受信センターへ連絡することができる緊急通報装置を設置します。	在宅で、固定電話が設置されている ・65歳以上のひとり暮らしのかた ・65歳以上のかたのみの世帯のかた ・65歳以上のかたと障がい者のみの世帯のかた	市民税非課税世帯	【料金】 1,000円/月（緊急時にかけつける協力員必要） 2,530円/月（協力員不要） ※生活保護受給者は無料		
はり・きゅう・マッサージ 施術料の助成	はり・きゅう・マッサージの施術にかかる施術料の一部を助成する受療券を交付します。	・70歳以上のかた 【手続きに必要なもの】 ・本人確認書類（健康保険証等）	前年度市民税非課税のかた	【受療券交付枚数】 10枚/年（申請月により異なります） ※受療券1枚につき1,000円助成。 1回の施術で1枚のみ使用可。	本 人 または 代理人	
介護用品（紙おむつ）の 支給	紙おむつを常時使用しているかたに対して、定期的に紙おむつを配達します。 支給する紙おむつは、脇止めタイプ、はくタイプ、フラットタイプ、尿取りパッドから選択できます。	在宅で40歳以上の ・要介護4・5のかた ・常時失禁がある要介護3のかた ※生活保護受給中のかたは、支給されません。	前年度市民税非課税 介護保険料に滞納がないかた	【回数】 偶数月に2か月分支給 【支給枚数】 以下のいずれか1つを選択 ・脇止めタイプ 30枚/月 ・はくタイプ 40枚/月 ・フラットタイプ 60枚/月 ・尿取りパッド 120枚/月 ・フラットタイプ 30枚/月＋尿取りパッド 60枚/月		
訪問理美容サービス	理容師・美容師が自宅を訪問し、散髪します。	・在宅で65歳以上の要介護4・5のかた ・在宅で40歳以上の認知症のため外出が困難な 要介護3から5のかた	前年度市民税非課税	【回数】 4回/年（申請月により異なります） 【料金】 1,000円/回		
在宅要介護者 訪問歯科健康診査	歯科医師が自宅を訪問し、口腔内診査などの歯科健康診査を実施します。	・在宅で65歳以上の要介護4・5のかた ・在宅で40歳以上の認知症のため外出が困難な 要介護3から5のかた ・在宅で身体障害者手帳1・2級または愛護手帳A の寝たきりのかた		【回数】 1回/年 【料金】 無料 ※治療は自己負担です。		
養護老人ホームへの 入所	家庭環境や経済的事情などの理由から在宅で生活することが困難なかたが入所できます。	・自宅で養護を受けることが困難なおおむね65歳 以上のかた	生計中心者に市・県民 税の所得割が課税され ていない世帯	【料金】 収入に応じて、本人及び扶養義務者に費用の負担が あります。		

青森市高齢者福祉サービス一覧（令和6年9月1日現在）



◆高齢者や介護者のみなさまを支援する高齢者福祉サービスです。

《青森・浪岡地区共通》

サービス名	サービスの概要	対象要件		回数・料金等	申請者	問合せ・申込先							
		年齢・家族構成等	課税状況										
成年後見制度利用支援	家族に代わり、後見等開始の審判の申立てを行います。	・4親等内の親族の申立てが期待できないかた		【助成内容】 本人の資力に応じて、以下の費用を助成します。 ・申立てに係る費用 ・成年後見人等に対する報酬	本 人 または 代理人	高齢者支援課(駅前庁舎) TEL 017-734-5326 健康福祉課(浪岡庁舎) TEL 0172-62-1134							
	申立て費用と成年後見人等に対する報酬を助成します。	・生活保護を受給しているかた及び資産、収入等の状況から、生活保護を受給しているかたに準ずると認められるかた											
介護慰労金の支給	在宅の要介護者を日常的に介護している家族に対して、慰労金を支給します。	・令和5年10月2日から令和6年10月1日までの1年間に おいて、次の要件を全て満たしているかたを介護しているかた ◆市内に継続して住所を有しているかた ◆福祉用具貸与、住宅改修を含む介護保険サービスを利用せずに(通算1週間以内のショートステイの利用を除く)、自宅で介護を受けているかた ◆要介護2でかつ主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の認定を受けているかた、または要介護3以上の認定を受けているかた	【介護者】 市民税非課税世帯で 市税に滞納がないかた 【要介護者】 介護保険料に滞納がなく、市民税非課税世帯のかた（市税を分割納付しているかたは可能な場合あり）	【支給額】 <table><tr><td>要介護2のかたを介護しているかた ※主治医意見書の認知症高齢者 日常生活自立度がⅡ以上</td><td>2万円</td></tr><tr><td>要介護3のかたを介護しているかた</td><td rowspan="2">10万円</td></tr><tr><td>要介護4のかたを介護しているかた 要介護5のかたを介護しているかた</td></tr><tr><td>上記の要介護度が混在しているかたを 介護しているかた (要介護2と要介護4等)</td><td>2万円</td></tr></table> 【申請期間】 ・令和6年10月1日から令和6年10月31日まで (平日のみ)			要介護2のかたを介護しているかた ※主治医意見書の認知症高齢者 日常生活自立度がⅡ以上	2万円	要介護3のかたを介護しているかた	10万円	要介護4のかたを介護しているかた 要介護5のかたを介護しているかた	上記の要介護度が混在しているかたを 介護しているかた (要介護2と要介護4等)	2万円
要介護2のかたを介護しているかた ※主治医意見書の認知症高齢者 日常生活自立度がⅡ以上	2万円												
要介護3のかたを介護しているかた	10万円												
要介護4のかたを介護しているかた 要介護5のかたを介護しているかた													
上記の要介護度が混在しているかたを 介護しているかた (要介護2と要介護4等)	2万円												
生活管理指導短期宿泊	虐待等の理由により、その家庭において適切な支援を受けることができない場合に養護老人ホーム等へ緊急的に避難させるとともに、体調管理や自立へ向けた生活習慣等の指導を行います。	・65歳以上の介護認定非該当、またはそれに準ずるかたで、虐待等の理由で家庭においての生活が困難なかた		【回数】 10日以内/回 【料金】 食費、滞在費等の費用について自己負担があります									
健康農園及び健康講座	健康増進と介護予防を図るため、雲谷地区の農園（1区画約10坪）での農作業体験と健康講座のメニューを提供します。	・65歳以上のかた		【料金】 2,500円（1区画） ※健康講座等は別途料金がかかる場合があります									
さわやか趣味講座	高齢者の生きがいづくりのため、書道や社交ダンスなど25講座を開設します。	・60歳以上のかた		【料金】 講座により自己負担があります ※講座により、申込の受付日時が異なります									

《浪岡地区のみ》

サービス名	サービスの概要	対象要件		回数・料金等	申請者	問合せ・申込先
		年齢・家族構成	課税状況			
冬期除雪サービス	自宅玄関から公道までの歩く道の除雪を援助します。	独力で除雪することが困難な、 ・65歳以上のひとり暮らしのかた ・65歳以上の高齢者のみの世帯 ・その他、必要と認める世帯 ※いずれも浪岡地区に除雪援護できる親族がいない世帯	市民税非課税世帯で 市税に滞納がないかた (豪雪対策本部が設置された 場合は市民税非課税世帯のか た)	【料金】 200円/時間	本人 または 代理人	健康福祉課(浪岡庁舎) Tel 0172-62-1134